

国民年金

国民年金の保険料の納付は
口座振替での前納・早割が便利でお得です！

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

国民年金の保険料を納付期限までに納めていないと「老齢基礎年金の受給額が低くなる」「年金そのものを受けられなくなる」などの恐れがあります。納め忘れのないように「口座振替」や「前納」をご利用ください。

■便利で確実な「口座振替」

口座振替にすると、指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされます(原則として、納付対象月の翌月末日)。一度手続きをすると、毎月金融機関などに出向く必要もなく、納め忘れもありません。申し込みから数週間後に、日本年金機構から「国民年金保険料口座振替開始(変更)通知書」と「国民年金保険料口座振替額通知書」が送付されます。

■割引のある「前納」と「早割」

毎月末日に当月分を納付すると、年間600円の割引があります。また、一定期間分(6カ月分、1年分、2年分)前納すると、期間に応じて割引額が増額されます。口座振替で前納すると、現金納付より割引額が多くなります。※現金納付に限り、6カ月、1年以外で希望月から翌年3月までの前納が可能です。

【参考】令和5年度割引比較表

		1回当たりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額	振替日
翌月末振替		16,520円	なし	なし	翌月末
当月末振替(早割)		16,470円	50円	1,200円	当月末
6カ月前納	現金納付	98,310円	810円	3,240円	—
	口座振替	97,990円	1,130円	4,520円	4月末 10月末
1年前納	現金納付	194,720円	3,520円	7,040円	—
	口座振替	194,090円	4,150円	8,300円	4月末
2年前納	現金納付	387,170円	14,830円	—	—
	口座振替	385,900円	16,100円	—	4月末

※月末が休日の場合は、翌営業日が振替日または納付期限となります。

■令和6年度の前納(口座振替)の申し込みは、2月29日まで！

前納(口座振替)の申し込みには期限があります。希望される場合は、期限までに役場住民課窓口もしくは近くの年金事務所で手続きをしてください。期限が近くなると混雑する恐れがあるため、早めに手続きをお願いします(手続きには、金融機関への届出印と引き落とし口座の通帳が必要です)。

前納期間	申込期限
令和6年度(1年分)	2月29日(木)
令和6年度・令和7年度(2年分)	
令和6年度(前期：4～9月分)	
令和6年度(後期：10～翌年3月分)	8月30日(金)

●問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142 (自動音声案内1→2)
役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

申告期間は2月16日(金)～3月15日(金)

期限内に確定申告をしましょう！

申告会場

菊池税務署 令和5年分「所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税」の確定申告

●問い合わせ ☎0968(25)2121【自動音声案内】

※受付時間 平日午前8時30分～午後5時

※確定申告に関すること「0」を選択

●日時 2月16日(金)～3月15日(金)

※個人事業者の消費税は4月1日(月)まで
午前9時～午後4時 ※土日祝日を除く

●場所 菊池税務署 1階 会議室

〒861-1393 菊池市隈府874番地1

入場には「入場整理券」が必要です

●入場整理券の取得方法

※作成済みの申告書を提出する場合は入場整理券不要

- ①会場での当日配布
午前8時30分から菊池税務署の1階で配布します。配布枚数には限りがあります。
- ②LINEでのオンライン事前発行
詳しい方法は右の発行方法をご覧ください。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます



大津町役場

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

●日時 2月16日(金)～3月15日(金)

午前9時～11時、午後1時～4時
※受付は午後3時30分まで
※土日祝日は除く

●場所 役場3階 会議室302A B

●年金受給者の先行受付

2月13日(火)～2月15日(木)

(受付時間・場所は同じ)

※収入が年金のみの人で、医療費控除や扶養控除などを申告される人を先行して受付します。 申請の予約はこちら▶



次に該当する人は、必ず事前に書類を作成して持参してください。

●農業・営業・不動産所得がある人

農業所得や営業所得、不動産所得がある人は、令和5年中の収入金額と必要経費をまとめた「収支計算書」を必ず事前に作成し、持参してください。

※「収支計算書」がない場合は申告相談をお断りする場合がございます。

●医療費控除がある人

「医療費控除の明細書」の添付が必要となるため、必ず事前に作成し、持参してください。医療費などの領収書の添付や提示は必要ありません。なお、加入している健康保険から送付される「医療費のお知らせ」を添付することで明細書の記入を省略することもできます。

※「医療費控除の明細書」は国税庁のホームページでダウンロードできるほか、役場税務課窓口にも準備しています。

医療費控除の明細書はこちら▶

